

新しい司法書士像を求めて

発行

司法書士・行政書士
丹羽正夫事務所

〒461-0017
名古屋市東区東外堀町32
番地 鈴木ビル4F
TEL 052-962-9693
FAX 052-962-9633
E-mail info@niwaoffice.com
URL http://www.niwaoffice.com/

ザ・フォーラム

《季刊》2010.4 No.82

登記・法律問題など、
お困りのことがございましたら、お気軽にご相談ください。



時効について

司法書士 丹羽正夫

最近、凶悪・重大犯罪の公訴時効の見直しが話題となっている。一言で「時効」といっても実は刑事、民事等に関し、いろいろな種類の時効が存在する。

一 刑事上の時効とは

刑法上の「刑の時効」は、刑の言渡を受けたる者は、時効によりその執行の免除を得る（刑法三二条）。刑の言渡が確定した後、一定期間執行を受けないことにより完成する。刑罰執行権が消滅するということである。

刑事訴訟法上の「公訴時効」は、犯罪行為が終わってから一定期間経過することにより、刑事訴追されることがなくなる制度である（刑事訴訟法二五〇条）。刑事における時効とは、この公訴時効を指す場合が多い。いずれも、政策的見地から、定められている。

二 民事上の時効（民法一四四条以下）とは
民事上の時効とは一定の事実状態が一定期間継続する場合に、この事実状態を尊重して、権利関係の有無を決めてしまう制度である。

物を占有する者に権利を取得させる「取得時効」と権利を行使しない者の権利を消滅させる「消滅時効」とがある。時効により所有権を取得したり、債権が時効消滅することがあるが、いずれの場合も時効の援用（主張）が

必要となる。

四 時効制度の根拠

民事上の時効は、真実の権利関係を無視して、永続する事実状態を優先しようという制度である。不道徳ともいえる制度であるが、社会的には必要な法律制度として存在している。その根拠としては、社会秩序の安定（長年にわたって築かれた法律関係の安定）、証拠収集の困難、権利の不行使（長年にわたる権利の不行使は保護されない）等が主な根拠である。法律上の制度でありながら、真実よりも永続する事実状態を尊重するという意味で不思議な制度であるが、社会的には、どこかで線引きし、法律関係を確定する必要がある。

刑事上の公訴時効の見直し（廃止または二倍）は、被害者感情からするとよくわかる。ただし、本当に被害者の多くが無期限もしくは途方もなく長期にわたる犯人捜査およびこれに伴う被害者・関係者への事情聴取を望むのか、それが被害者本人の人生にとって有用なのか、忘れたという被害者感情への配慮はあるのか。また、多くの他の事件捜査への影響はないのか、国民が経済的負担をどこまで容認するのか、負担に耐えられるか等社会的・政策的な見地からの議論も必要である。